明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○接続料規則の一部を改正する省令（総務七）　一
○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一〇）　九
○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（同一一）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国立大学財務・経営センター平成二十二事業年度財務諸表、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、弁理士登録、住宅型式性能認定関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　八六

省令

○総務省令第七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十日

総務大臣　川端　達夫

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二中

「き線管路総延長	148,289	km	」を
「き線管路総延長	145,729	km	」に、
「電線共同溝総延長	1,268	km	を
情報ボックス総延長	6,967	km	」
「電線共同溝総延長	1,384	km	に、
情報ボックス総延長	7,001	km	」
「土地単価時点補正係数（北海道）	0.9466	—	
土地単価時点補正係数（青森県）	0.9436	—	
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.9419	—	
土地単価時点補正係数（宮城県）	0.9533	—	
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.9398	—	
土地単価時点補正係数（山形県）	0.9481	—	
土地単価時点補正係数（福島県）	0.9607	—	
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.9512	—	
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.9609	—	
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.9637	—	
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.9481	—	
土地単価時点補正係数（千葉県）	0.9551	—	
土地単価時点補正係数（東京都）	0.9299	—	
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.9641	—	
土地単価時点補正係数（新潟県）	0.9681	—	